

岡谷市立地適正化計画
誘導区域外に係る届出の手引き

2020年5月
岡谷市

< 目 次 >

1	立地適正化計画と届出制度の概要.....	1
	（1）立地適正化計画とは.....	1
	（2）届出制度とは.....	1
	（3）その他.....	1
2	居住誘導区域に関する届出.....	3
	（1）居住誘導区域「外」で届出が必要となる行為.....	3
	（2）届出の書類.....	4
	（3）届出を要しない軽易な行為（都市再生特別措置法第88条第1項、同法施行令第27条）	4
3	都市機能誘導区域に関する届出.....	5
	（1）届出対象となる誘導施設.....	6
	（2）都市機能誘導区域「外」で届出が必要となる行為.....	7
	（3）都市機能誘導区域「内」で届出が必要となる行為.....	7
	（4）届出の書類.....	8
	（5）届出を要しない軽易な行為（都市再生特別措置法第108条第1項第1号、同法施行令第35条）.....	8
	参 考 資 料（届 出 様 式）.....	10
	様式第1（都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第1号関係）.....	11
	様式第1（都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第1号関係）.....	12
	様式第2（都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第2号関係）.....	13
	様式第2（都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第2号関係）.....	14
	様式第3（都市再生特別措置法施行規則第38条第1項関係）.....	15
	様式第3（都市再生特別措置法施行規則第38条第1項関係）.....	16
	様式第4（都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第1号関係）.....	17
	様式第4（都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第1号関係）.....	18
	様式第5（都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第2号関係）.....	19
	様式第5（都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第2号関係）.....	20
	様式第6（都市再生特別措置法施行規則第55条第1項関係）.....	21
	様式第6（都市再生特別措置法施行規則第55条第1項関係）.....	22
	様式第7（都市再生特別措置法施行規則第55条の2関係）.....	23
	様式第7（都市再生特別措置法施行規則第55条の2関係）.....	24

1 立地適正化計画と届出制度の概要

(1) 立地適正化計画とは

全国的に人口の急激な減少と高齢化が進行するなかで、高齢者や子育て世代にとって安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、同時に、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題となっています。

こうしたなか、平成26年5月に都市再生特別措置法が改正され、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進することを目的とする「立地適正化計画制度」が創設され、本市では令和2年5月18日に計画の公表を行いました。

立地適正化計画では、居住に必要な都市機能を誘導する「都市機能誘導区域」と具体の「誘導施設」、居住を誘導する「居住誘導区域」を定めています。

(2) 届出制度とは

居住誘導区域外、都市機能誘導区域外となる区域（都市計画区域内のみ）では、一定規模以上の住宅の建築行為又は開発行為、そして誘導施設を有する建築物の建築行為又は開発行為を行おうとする場合、着手する30日前までに市への届出が義務付けられます。（都市再生特別措置法第108条第1項）

また、届出の内容を変更する場合も、変更に係る行為に着手する日の30日前までに届出が必要となります。（都市再生特別措置法第108条第2項）

立地適正化計画に基づく届出は、都市計画法に基づく開発許可申請や建築基準法に基づく建築確認申請に先行して申請することが望ましいとされています。

このため、対象となる開発行為又は建築行為を行おうとする場合は、事業を検討する早い段階からご相談ください。

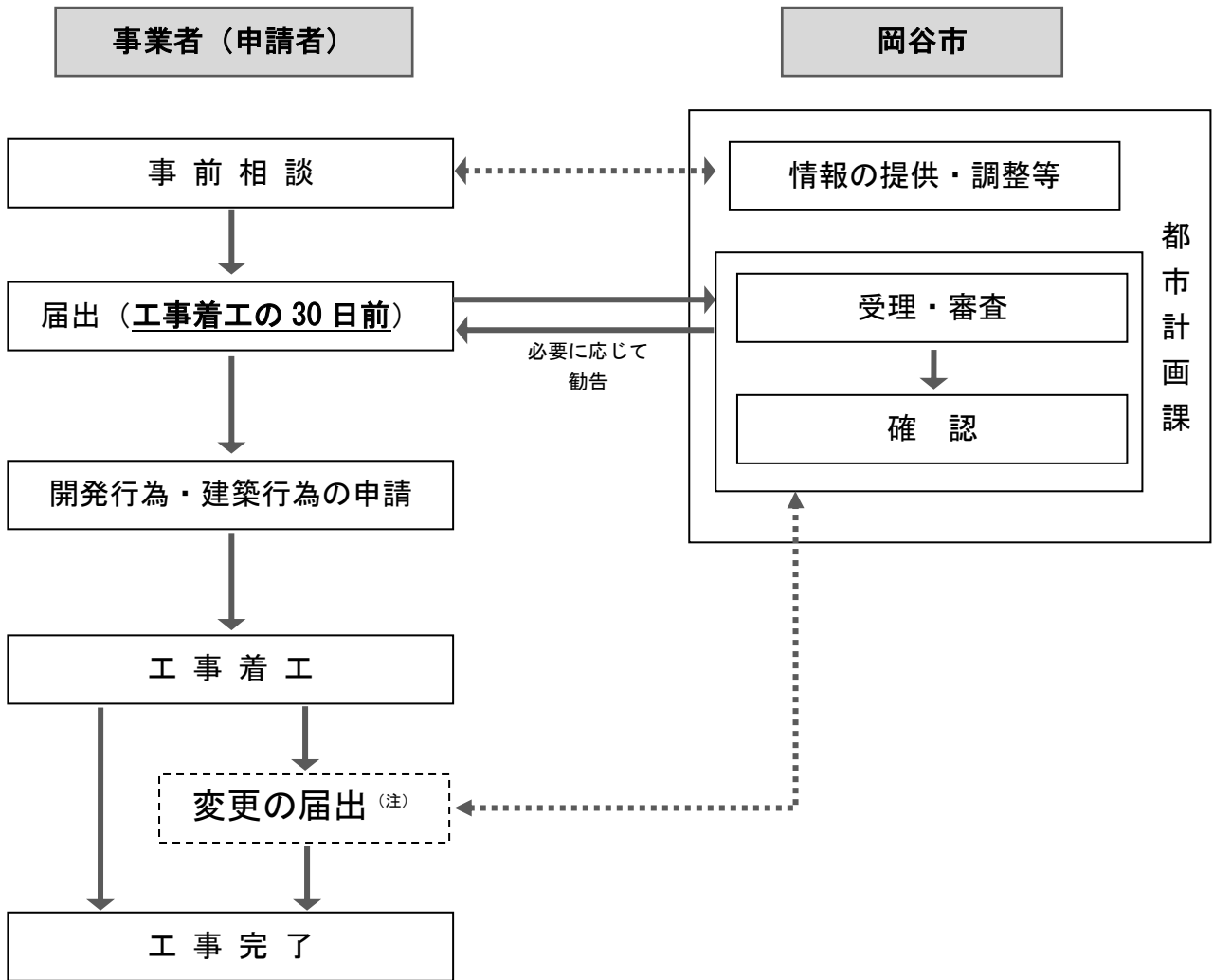
なお、区域外での建築又は開発が、誘導区域内での立地誘導を図る上で支障があると認められるとき、市は、協議・調整の上、勧告等の必要な措置を行うことができます。

(3) その他

☆届出をせずに、又は虚偽の届出をして誘導施設の建築等を行った場合、30万円以下の罰金に処せられます。（都市再生特別措置法第130条第3項）

☆届出義務を知らずに宅地または建物を購入等した人が不測の損害を被る可能性があるため、宅地建物取引業者は、宅地または建物の売買等において、届出義務に関する規定を説明しなければなりません。（宅地建物取引業法第35条）

<届出等の手続きの流れ>



（注）：届出内容を変更する場合も、変更に係る行為に着手する日の30日前までに届出が必要

2 居住誘導区域に関する届出

(1) 居住誘導区域「外」で届出が必要となる行為

居住誘導区域外において、以下の行為を行おうとする場合は、事前に市への届出が必要となります。


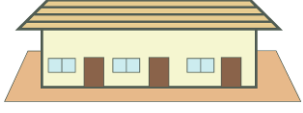
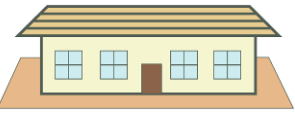
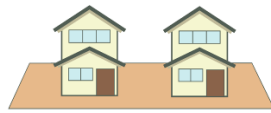

○開発行為

- 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの

○建築行為

- 3戸以上の住宅を新築または、改築しようとする場合
- 建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

【届出が必要となる開発行為・建築行為の例】

	事 例	届 出
	• 3戸以上の戸建住宅の開発行為・建築行為	必要
	• 面積 1,000㎡ • 3戸の共同住宅の開発行為・建築行為	必要
	• 1戸の戸建住宅の開発行為で面積 1,000㎡	必要
	• 2戸の建築行為で面積 800㎡	不要
	• 2戸の開発・建築行為で面積 1,000㎡	必要

(2) 届出の書類

届出は、以下の区分により、所定の届出書に添付図書を添えて提出してください。

○開発行為の場合

①届出書……………様式1（都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第1号関係）

②添付図書

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺1,000分の1以上）
- ・設計図（縮尺100分の1以上）
- ・その他参考となる事項を記載した図書

○建築行為の場合

①届出書……………様式2（都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第2号関係）

②添付図書

- ・敷地内における建築物の位置を表示する図面（縮尺100分の1以上）
- ・建築物の2面以上の立面図及び各階平面図（縮尺50分の1以上）
- ・その他参考となる事項を記載した図書

○変更の場合

①届出書……………様式3（都市再生特別措置法施行規則第38条第1項関係）

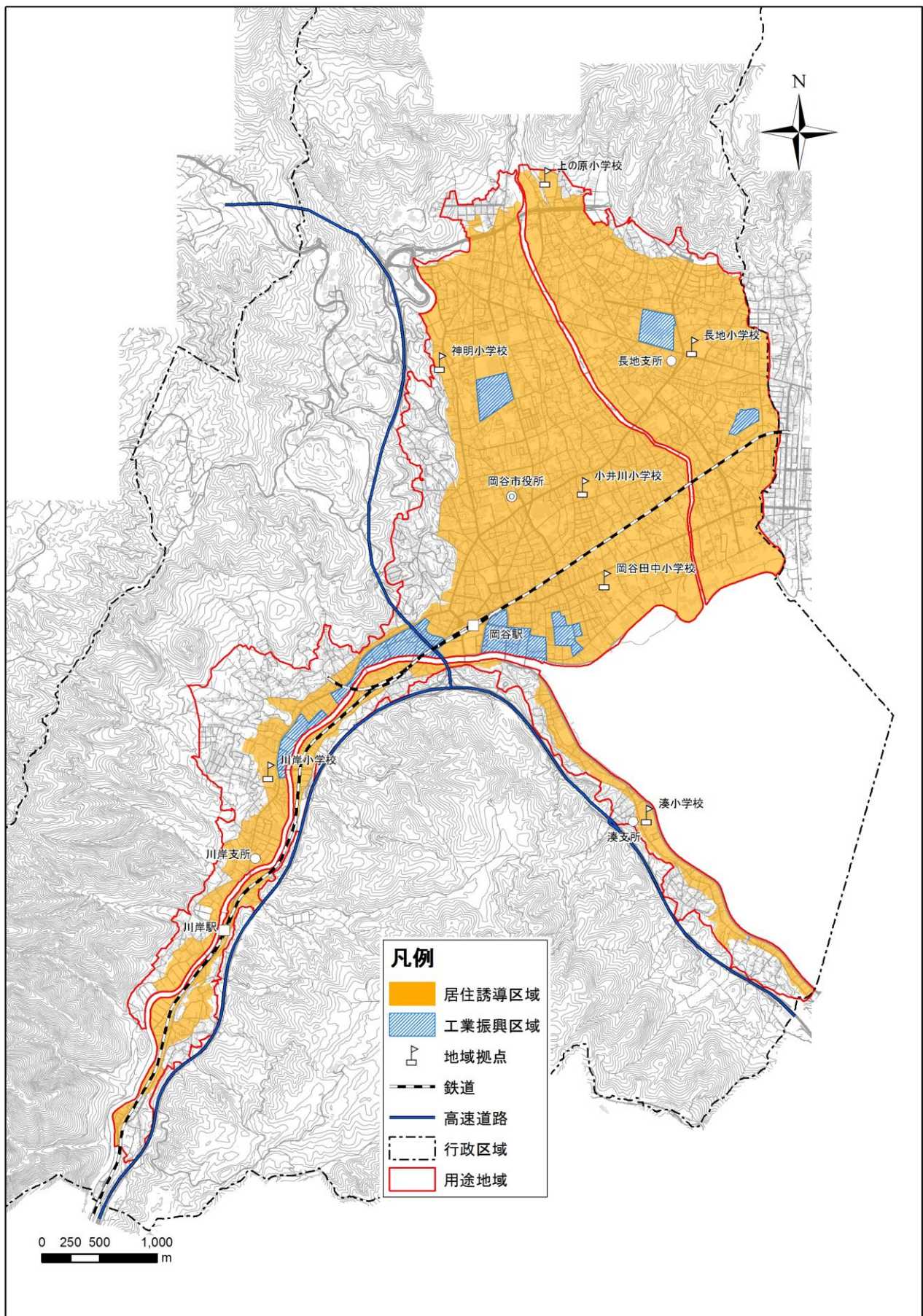
②添付図書（それぞれ上記と同様の図書）

(3) 届出を要しない軽易な行為（都市再生特別措置法第88条第1項、同法施行令第27条）

以下の行為につきましては届出の必要はありません。

- ・住宅などで仮設のもの、又は農林漁業を営む者の居住に供する者の建築の用に供する目的で行う開発行為
住宅の新築又は建築物を改築し、その用途を変更して住宅等にする行為
- ・非常災害のため応急措置として行う行為
- ・都市計画事業の施行として行う行為、またはこれに準ずる行為

【岡谷市立地適正化計画で定める居住誘導区域位置図】



3

都市機能誘導区域に関する届出

(1) 届出対象となる誘導施設

本市の都市機能誘導区域では、以下の施設を誘導施設として設定しています。

表 1 誘導施設一覧

機能	誘導施設	誘導する区域	
		中心拠点	地域拠点
		岡谷駅～ 市役所周辺	・湊地区 ・川岸地区 ・長地地区
医療	病院・診療所 →医療法第 1 条の 5 に規定する病院・診療所	○	○
福祉	地域包括支援センター →介護保険法第 115 条の 39 第 1 項に定める 地域包括支援センター	○	
子育て 支援	民間が設置する幼稚園・保育所 →学校教育法第 1 条、児童福祉法第 7 条に規定する 幼稚園、保育所	○	○
	子育て支援センター →地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、 市が設置するもの	○	
教育 文化	小学校 →学校教育法第 1 条に規定する小学校		○
	公民館 →社会教育法第 20 条に定める公民館（分館は除く）		○
	図書館、美術館、博物館 →市が設置する美術館、博物館及び図書館法第 2 条第 1 項に 定める図書館のうち、市が設置する図書館	○	
	文化ホール →不特定多数が利用するもので、集会や会議、展示会などを 行う施設のうち、市が整備するもの	○	
商業	大規模小売店舗 →大規模小売店舗立地法施行令第 2 条に定める店舗面積（小 売業を行うための店舗の用に供される床面積）が 1,000 m ² を超える小売店舗	○	○
金融	金融機関、郵便局 →入出金が可能な銀行等 （銀行法第 4 条に基づく免許を受けて銀行業を営む銀行、信 用金庫法第 4 条に基づく免許を受けて金庫事業を営む信用金 庫、中小企業等協同組合法第 9 条の 2 に基づく信用協同組合、 労働金庫法第 6 条に基づく免許を受けて金庫事業を行う労働 金庫、郵政民営化法第 5 条第 2 項第 5 号の機能を持つ郵便 局）	○	○

(2) 都市機能誘導区域「外」で届出が必要となる行為

都市機能誘導区域外において、以下の行為を行おうとする場合は、事前に市への届出が必要となります。

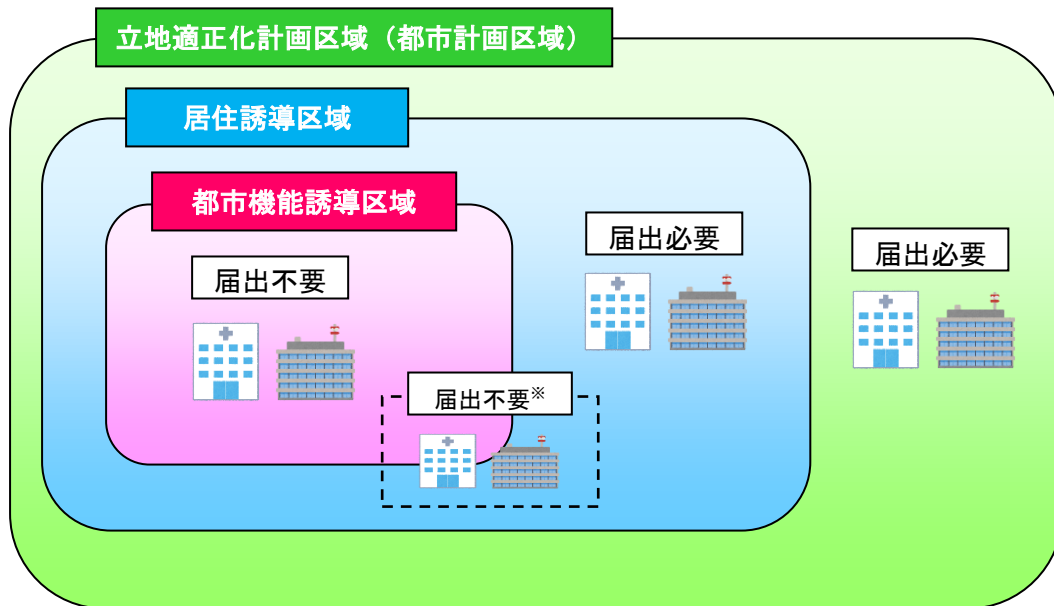
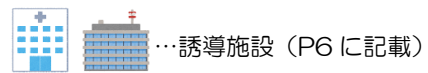
○開発行為

- ・ 誘導施設を有する建築物の開発行為を行おうとする場合

○建築行為

- ・ 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ・ 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする場合
- ・ 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合

【誘導施設に係る届出のイメージ】



※ 一体的に利用される敷地で、敷地の一部が都市機能誘導区域に含まれていれば届出は不要

(3) 都市機能誘導区域「内」で届出が必要となる行為

都市機能誘導区域内において、既存の誘導施設を休止、又は廃止しようとする場合は、着手する 30 日前に市への届出が必要となります。

(4) 届出の書類

届出は、以下の区分により、所定の届出書に添付図書を添えて提出してください。

○開発行為の場合

①届出書……………様式4（都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第1号関係）

②添付図書

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺1,000分の1以上）
- ・設計図（縮尺100分の1以上）
- ・その他参考となる事項を記載した図書

○建築行為の場合

①届出書……………様式5（都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第2号関係）

②添付図書

- ・敷地内における建築物の位置を表示する図面（縮尺100分の1以上）
- ・建築物の2面以上の立面図及び各階平面図（縮尺50分の1以上）
- ・その他参考となる事項を記載した図書

○変更の場合

①届出書……………様式6（都市再生特別措置法施行規則第55条第1項関係）

②添付図書（それぞれ上記と同様の図書）

○休止・廃止の場合

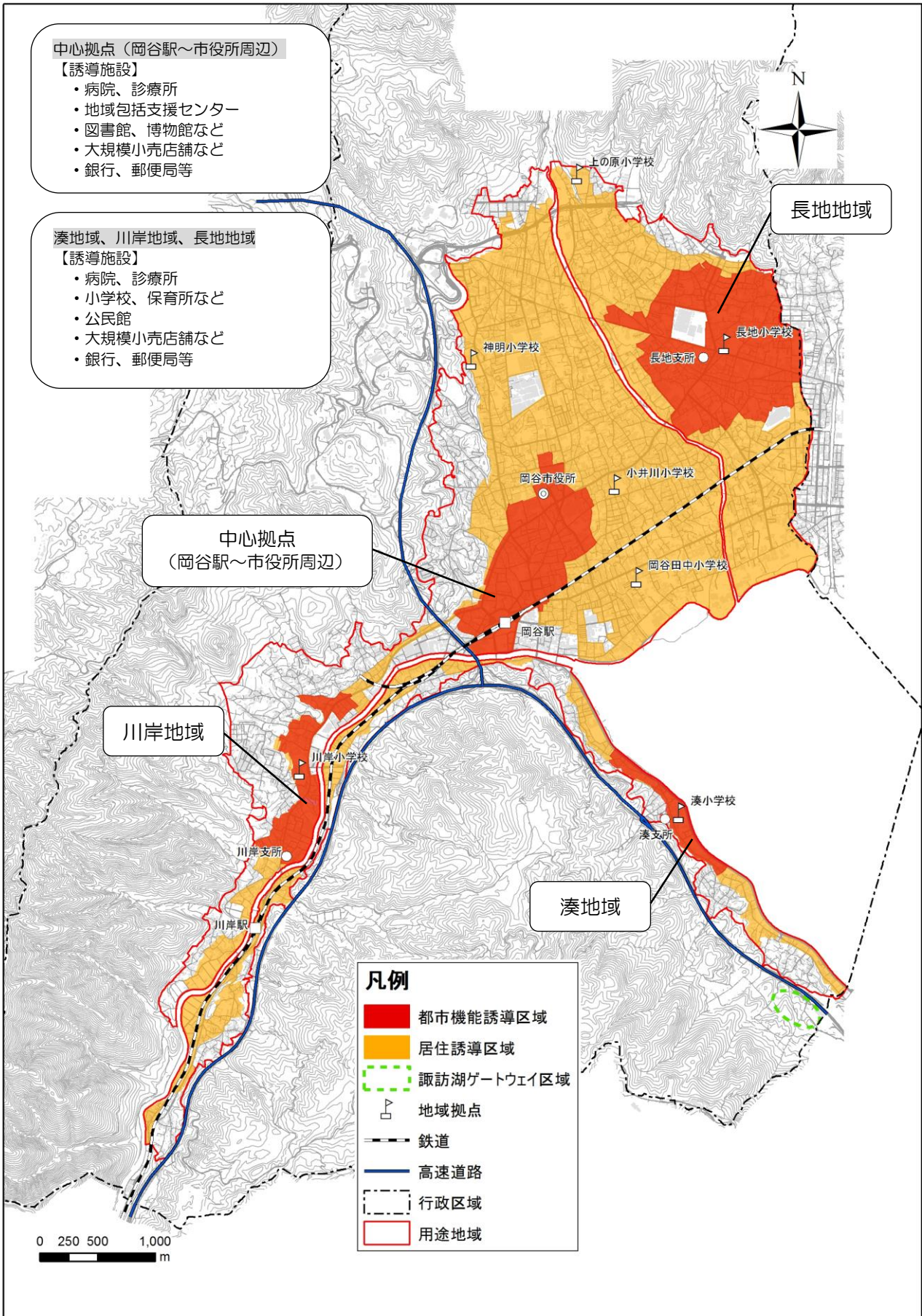
①届出書……………様式7（都市再生特別措置法施行規則第55条の2関係）

(5) 届出を要しない軽易な行為（都市再生特別措置法第108条第1項第1号、同法施行令第35条）

以下の行為につきましては届出の必要はありません。

- ・誘導施設を有する建築物で、仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為
誘導施設を有する建築物で、仮設のものの新築又は建築物を改築するか、その用途を変更して誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為
- ・非常災害のため応急措置として行う行為
- ・都市計画事業の施行として行う行為、またはこれに準ずる行為

【岡谷市立地適正化計画で定める都市機能誘導区域位置図】



参考資料（届出様式）

様式第 1 (都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 1 号関係)

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

(宛先) 岡谷市長

届出者 住 所

氏 名

印

連絡先

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称 (地名地番)	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 住宅等の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	念 月 日
	6 その他必要な事項	<p>○添付図書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 (縮尺 1,000 分の 1 以上) ・設計図 (縮尺 100 分の 1 以上) ・その他参考となる事項を記載した図書

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

(宛先) 岡谷市長 届出者は原則、
建主とします 届出日を記入 元号 2 年 5 月 7 日

届出者 住 所 岡谷市幸町 8 番 1 号

氏 名 岡谷 太郎 岡谷 印

連絡先 0266-23-4811

工事の着工 30 日前ま
でに届出が必要となり
ます。

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称 (地名地番)	岡谷市本町四丁目 1 1 番 3 3 号
	2 開発区域の面積	2, 0 0 0 平方メートル
	3 住宅等の用途	専用住宅 (1 0 区画)
	4 工事の着手予定年月日	元号 2 年 6 月 7 日
	5 工事の完了予定年月日	元号 2 年 8 月 7 日
	6 その他必要な事項	<p>○添付図書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 (縮尺 1, 000 分の 1 以上) ・設計図 (縮尺 100 分の 1 以上) ・その他参考となる事項を記載した図書

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第 2 (都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 2 号関係)

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">{</div> <div style="margin-right: 10px;"> <p>住宅等の新築</p> <p>建築物を改築して住宅等とする行為</p> <p>建築物の用途を変更して住宅等とする行為</p> </div> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">}</div> <div> <p>について、下記により届け出ます。</p> </div> </div>	
<p>年 月 日</p>	
<p>(宛先) 岡谷市長</p>	
<p>届出者 住 所</p>	
<p>氏 名</p>	
<p>印</p>	
<p>連絡先</p>	
<p>1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積</p>	<p>地名地番：</p> <p>地目： 面積： 平方メートル</p>
<p>2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途</p>	
<p>3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途</p>	
<p>4 その他必要な事項</p>	<p>行為の着手予定年月日： 年 月 日</p> <p>行為の完了予定年月日： 年 月 日</p>

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、

住宅等の新築

 建築物を改築して住宅等とする行為
 建築物の用途を変更して住宅等とする行為

} について、下記により届け出ます。

元号 2 年 5 月 7 日

(宛先) 岡谷市長

行為の着工 30 日前までに届出が必要となります。

届出者 住所 岡谷市幸町 8 番 1 号

氏名 岡谷 太郎 岡谷 印

連絡先 0266-23-4811

届出者は原則、建主とします

届出日を記入

1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	地名地番：岡谷市本町四丁目 1 1 番 3 3 号 地目：宅地 面積：2, 0 0 0 平方メートル
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	共同住宅 (8 戸)
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	行為の着手予定年月日：元号 2 年 6 月 7 日 行為の完了予定年月日：元号 2 年 8 月 7 日

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 届出者の氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第3（都市再生特別措置法施行規則第38条第1項関係）

行為の変更届出書

年 月 日

（宛先）岡谷市長

届出者 住 所

氏 名 印

連絡先

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 年 月 日
2 変更の内容

- 3 変更部分に係る行為の着手予定日： 年 月 日
4 変更部分に係る行為の完了予定日： 年 月 日
5 その他必要な事項

○添付書類

●開発行為変更の場合

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺1,000分の1以上）
- ・設計図（縮尺100分の1以上）
- ・その他参考となる事項を記載した図書

●建築行為変更の場合

- ・敷地内における建築物の位置を表示する図面（縮尺100分の1以上）
- ・建築物の2面以上の立面図及び各階平面図（縮尺50分の1以上）
- ・その他参考となる事項を記載した図書

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

行為の変更届出書

元号2年5月8日

(宛先) 岡谷市長

届出者 住所 岡谷市幸町8番1号

氏名 岡谷 太郎

連絡先 0266-23-4811

印

行為の着工30日前までに届出が必要となります。

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日

元号2年5月7日

2 変更の内容

○面積の変更 1,500㎡→2,000㎡

○住宅区画数の変更 住宅用区画数の変更 6区画→8区画

3 変更部分に係る行為の着手予定日:

元号2年6月8日

4 変更部分に係る行為の完了予定日:

元号2年8月8日

5 その他必要な事項

○添付書類

●開発行為変更の場合

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺1,000分の1以上）
- ・設計図（縮尺100分の1以上）
- ・その他参考となる事項を記載した図書

●建築行為変更の場合

- ・敷地内における建築物の位置を表示する図面（縮尺100分の1以上）
- ・建築物の2面以上の立面図及び各階平面図（縮尺50分の1以上）
- ・その他参考となる事項を記載した図書

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

様式第 4 (都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 1 号関係)

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。		
年 月 日		
(宛先) 岡谷市長		
届出者 住 所		
氏 名		
印		
連絡先		
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称 (地名地番)	
	2 開発区域の面積	平方メートル
	3 建築物の用途	
	4 工事の着手予定年月日	年 月 日
	5 工事の完了予定年月日	年 月 日
	6 その他必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> ○添付書類 ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 (縮尺 1,000 分の 1 以上) ・設計図 (縮尺 100 分の 1 以上) ・その他参考となる事項を記載した図書

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

元号 2 年 5 月 7 日

(宛先) 岡谷市長

届出者 住 所 岡谷市幸町 8 番 1 号

氏 名 岡谷 太郎

連絡先 0266-23-4811

岡谷 印

届出日を記入

届出者は原則、
建主とします

開発区域の地名
地番を記入

工事の着工 30 日前ま
でに届出が必要となり
ます。

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称 (地名地番)	岡谷市本町四丁目 1 1 番 3 3 号
	2 開発区域の面積	2, 0 0 0 平方メートル
	3 建築物の用途	病院 (病床数 3 0 床)
	4 工事の着手予定年月日	元号 2 年 6 月 7 日
	5 工事の完了予定年月日	元号 2 年 8 月 7 日
	6 その他必要な事項	○添付書類 ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 (縮尺 1,000 分の 1 以上) ・設計図 (縮尺 100 分の 1 以上) ・その他参考となる事項を記載した図書

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 届出者の氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第 5 (都市再生特別措置法施行規則第 52 条第 1 項第 2 号関係)

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、</p> <p> { 誘導施設を有する建築物の新築 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為 } </p> <p>について、下記により届け出ます。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先) 岡谷市長</p> <p style="text-align: center;">届出者 住所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">連絡先</p>	
1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	地名地番： 地目： 面積： 平方メートル
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	行為の着手予定年月日： 年 月 日 行為の完了予定年月日： 年 月 日 ○添付図書 ・敷地内における建築物の位置を表示する図面 (縮尺 100 分の 1 以上) ・建築物の 2 面以上の立面図及び各階平面図 (縮尺 50 分の 1 以上) ・その他参考となる事項を記載した図書

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第5（都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第2号関係）

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき

誘導施設を有する建築物の新築
 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為
 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

該当するものに○

について、下記により届け出ます。

(宛先) 岡谷市長

届出者 住所 岡谷市幸町8番1号
 氏名 岡谷 太郎 岡谷 印
 連絡先 0266-23-4811

元号2年5月7日

届出者は原則、建主とします

届出日を記入

行為の着手30日前までに届出が必要となります。

1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	地名地番：岡谷市本町四丁目11番33号 地目：宅地 面積：2,000平方メートル
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	病院（病床数30床）
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	行為の着手予定年月日：元号2年6月7日 行為の完了予定年月日：元号2年8月7日 ○添付図書 ・敷地内における建築物の位置を表示する図面（縮尺100分の1以上） ・建築物の2面以上の立面図及び各階平面図（縮尺50分の1以上） ・その他参考となる事項を記載した図書

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第 6 (都市再生特別措置法施行規則第 55 条第 1 項関係)

行為の変更届出書

年 月 日

(宛先) 岡谷市長

届出者 住 所

氏 名 印

連絡先

都市再生特別措置法第 108 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 年 月 日
2 変更の内容

- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 : 年 月 日
4 変更部分に係る行為の完了予定日 : 年 月 日
5 その他必要な事項

○添付書類

●開発行為変更の場合

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 (縮尺 1,000 分の 1 以上)
- ・設計図 (縮尺 100 分の 1 以上)
- ・その他参考となる事項を記載した図書

●建築行為変更の場合

- ・敷地内における建築物の位置を表示する図面 (縮尺 100 分の 1 以上)
- ・建築物の 2 面以上の立面図及び各階平面図 (縮尺 50 分の 1 以上)
- ・その他参考となる事項を記載した図書

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

行為の変更届出書

(宛先) 岡谷市長

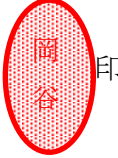
届出日を記入

元号 2 年 5 月 8 日

行為の着手 30 日前までに届出が必要となります。

届出者は原則、建主とします

届出者 住所 岡谷市幸町 8 番 1 号
 氏名 岡谷 太郎
 連絡先 0266-23-4811



都市再生特別措置法第 108 条第 2 項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 元号 2 年 5 月 7 日
- 2 変更の内容
 ○面積の変更 (2, 000㎡→1, 800㎡)
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 : 元号 2 年 6 月 8 日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 : 元号 2 年 8 月 8 日
- 5 その他必要な事項

○添付書類

●開発行為変更の場合

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面 (縮尺 1,000 分の 1 以上)
- ・設計図 (縮尺 100 分の 1 以上)
- ・その他参考となる事項を記載した図書

●建築行為変更の場合

- ・敷地内における建築物の位置を表示する図面 (縮尺 100 分の 1 以上)
- ・建築物の 2 面以上の立面図及び各階平面図 (縮尺 50 分の 1 以上)
- ・その他参考となる事項を記載した図書

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

様式第7（都市再生特別措置法施行規則第55条の2関係）

誘導施設の休廃止届出書

年 月 日

（宛先）岡谷市長

届出者 住 所

氏 名 印

連絡先

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

- 1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地
- 2 休止（廃止）しようとする年月日： 年 月 日
- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間
- 4 休止（廃止）に伴う措置
 - （1）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途
 - （2）休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
 - 3 4（2）欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。

誘導施設の休廃止届出書

(宛先) 岡谷市長

休止（廃止）の30日前までに届出が必要となります。

届出日を記入 元号2年5月7日

届出者 住所 岡谷市幸町8番1号

届出者は原則、建主とします

氏名 岡谷 太郎



印

連絡先 0266-23-4811

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

〇〇病院（病床30床）

岡谷市本町四丁目11番33号

2 休止（廃止）しようとする年月日：

元号2年6月7日

3 休止しようとする場合にあっては、その期間

元号2年6月7日から元号3年6月7日まで

4 休止（廃止）に伴う措置

(1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

(2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 4（2）欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること

